

インボイス制度に伴う領収書対応について

- ① インボイス制度に伴い領収書は、機械印字の『ご利用明細書・領収書』のみの発行とさせていただきます。
あらかじめご了承をお願いいたします。
- ② ご利用明細書と領収書の切離しはいたしかねます。※インボイス適応外になる恐れがある為。
- ③ 複数枚の領収書の合算は発行いたしかねます。予め一緒にご精算いただきますようお願いいたします。
- ④ 領収金額の一部のみ又は、割り勘など領収書の分割はいたしかねます。
※インボイス制度非対応であれば発行可能です。

ご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。